

福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金及び福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金により取得しまたは効用の増加した財産の処分等の取扱いについて

福島県産業振興課

(制 定) 令和8年4月1日付け 8産第23号

福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金交付要綱第22条及び福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金第22条に定める財産の処分についての取扱いは以下のとおりとする。

1 基本的考え方

- (1) 福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号)第18条の趣旨を勘案すれば、福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金及び福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金(以下「当該補助金」という。)により取得し、または効用の増加した財産については、当該補助金の交付の対象となる事務または事業(以下「補助事業等」という。)に供することが原則であり、その処分については慎重な対応を要する。
- (2) しかしながら、当該補助金においては、社会経済情勢の変化や補助事業者自身における事情の変更により、処分制限財産の補助金等の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分その他の処分(以下「財産処分」という。)をすることについて、承認をした方が当該補助金の交付目的に資する、または処分制限財産の有効活用に寄与すると認められる場合がある。このため、福島県知事が財産処分の承認をするための基準等の取扱いを定めることとする。

2 財産処分の定義

- (1) 本取扱いで定める財産処分の定義は、以下のとおりである。
 - 転用：処分制限財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。
 - 譲渡：処分制限財産の所有者の変更。
 - 交換：処分制限財産と他人の所有する他の財産との交換。
 - 貸付け：処分制限財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。
 - 担保に供する処分：処分制限財産に対する抵当権その他の担保権の設定。
 - 取壊し：処分制限財産(施設(土地を含む。以下同じ。)に限る。)の使用を止め、取り壊すこと。
 - 廃棄：処分制限財産(設備に限る。)の使用を止め、廃棄処分すること。

(2) なお、次に掲げる場合その他これらに準ずる場合には、当該補助金の交付の目的に反しない使用として財産処分には該当せず、財産処分の手続を経ることを要しないこととする。

ア 業務時間外や休日等を利用して補助目的たる事業の遂行に支障を来さない範囲で一時的に転用する場合、または処分制限財産（施設に限る。）の一部（施設延べ床面積の概ね10%を超えない範囲。ただし、150平方メートルを上限とする。）について付帯設備の設置を行う場合その他当該転用が極めて軽微であると認められる場合。

イ 補助目的たる事業を遂行するために必要な、処分制限財産の機能の維持、回復または強化を図るための改造を行う場合。

ウ 補助事業の成果の全部または一部を商品化するために必要な技術開発（試作品をもとに需要者の意見等を踏まえて商品化に向けた改良を行う等、本格的に商業ベースでの生産を行う段階に入る直前までの段階を含む。）、または当該補助金の交付決定の対象となった事業の目的を達成するために必要と認められる関連技術の開発（基礎研究、応用研究、実用化研究等のいかなる段階にあるかを問わない。）に使用する場合。

3 財産処分の承認の基準について

(1) 補助事業者等からの財産処分の申請について承認をする場合には、本取扱い4で定める金額を県に納付する旨の条件（以下、「納付条件」という。）を付さなければならない。

(2) ただし、知事が適当であると個別に認める場合*には、納付条件に代えて、または納付条件と併せて、処分制限期間中に新たな財産処分を行う場合に交付要綱に基づき知事の承認を得る旨の条件（以下「再処分条件」という。）を付すことができる。

※「知事が適当であると個別に認める場合」の例は次のとおり。

【県への納付条件に代えて再処分条件を付すもの】

- ・補助目的たる事業を第三者に遂行させるための譲渡等。
- ・処分制限財産の故障・滅失（事業者の重過失である場合を除く）等に伴い、同等品を購入し、更新する場合。（購入額が処分制限財産の残存簿価相当額を下回る場合を除く）

【県への納付条件と併せて再処分条件を付すもの】

- ・一時的な有償貸付け等

(3) 担保に供する処分の申請については、次のいずれかに該当する場合に限り、担保権実行時に県に納付する旨の条件を付して承認することとする。

ア 申請に係る処分制限財産を取得し、またはその効用を増加させるために必要な資金を調達する場合（当該補助金の交付決定（または計画変更の

承認)において個別に認めるものに限る。)

イ 資金繰りの悪化等により補助目的たる事業の継続が困難であると認められる場合。

4 県への納付額について

(1) 有償譲渡または有償貸付

有償譲渡または有償貸付に係る県への納付額は、処分制限財産に係る補助金額を上限として、譲渡額または貸付額(ただし、当該譲渡額または貸付額が残存簿価相当額または鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額または鑑定評価額)に補助率(補助金交付額が事業額に占める割合その他の適切な比率。以下同じ。)を乗じて得た額とする。

ただし、土地に関する有償譲渡または有償貸付に係る県への納付金額は、土地及び土地取得に要した経費にあつては、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。

(2) 転用、無償譲渡、無償貸付、交換、取壊しまたは廃棄

転用、無償譲渡、無償貸付、交換、取壊しまたは廃棄に係る県への納付金額は、残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じて得た額と前記の金額で高い方とする。

ただし、土地に関する転用、無償譲渡、無償貸付、交換、取壊しまたは廃棄に係る県への納付金額は、土地及び土地取得に要した経費にあつては、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。

(3) 担保に供する処分

担保権が実行に移された際に納付すべき県への納付金額は、(1)における有償譲渡の場合と同じ額とする。

5 承認申請等の特例について

(1) 県への納付に関する条件を付さない場合

次に掲げる財産処分については、知事が認めた場合、県への納付に関する条件を付さずに承認できるものとする。

ア 災害または火災により使用できなくなった場合もしくは立地上または構造上危険な状態にある場合(補助事業者等の故意または重大な過失によらないものに限る。)の取壊しまたは廃棄(以下「取壊し等」という。)

イ 補助目的たる事業の遂行に支障を来さない範囲で、一時的に(当該年度を超えない範囲で)行う転用または貸付け。ただし、貸付けの場合には次の条件を付した上で行うものに限る。

- (ア) 使用予定者との間で当該一時使用に係る管理協定を締結すること。
 - (イ) 原則無償貸付けとする。ただし、実費相当額の負担を求める場合はこの限りではない。
- ウ 道路の拡張整備その他の補助事業者の責めに帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設を整備しない場合を除く。）
- エ 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等。
- オ 社会経済情勢の変化等により処分制限財産を維持する意義が乏しくなった、または補助事業者の資金繰りの悪化等により処分制限財産を維持管理することが困難になったと認められる場合の取壊し等。
- カ 経過年数が10年以上である施設等に係る財産処分であって、次に掲げる場合に該当するもの
- (ア) 国または地方公共団体の補助事業または委託事業（これらの事業と関連する事業を含む。）その他公共性の高い事業として知事が相当であると個別に認めるものに使用するための財産処分（有償譲渡及び有償貸付けを除く。）。
 - (イ) 国または地方公共団体に対して行う無償譲渡または無償貸付け。
- キ 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、カ(ア)または(イ)に規定する場合に該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、知事が相当であると個別に認めるもの。
- (2) 本取扱いに定める承認その他財産処分に係る手続を要しない場合
- 財産処分に係る承認手続きの特例が規定されている法律*により、補助金適正化法第22条の承認を受けたものとみなされた財産処分については、本取扱いに定める承認その他財産処分に係る手続を要しない。
- ※財産処分に係る承認手続きの特例が規定されている法律例
- 地域再生法（平成17年法律第24号）
 - 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）
 - 総合特別区域法（平成23年法律第81号）
 - 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号） など

附則

- 1 この取扱いは、令和8年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に財産処分の承認を受けているものについても、この取扱いに基づいて対応することができるものとする。